

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第86期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	燦ホールディングス株式会社
【英訳名】	SAN HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古内 耕太郎
【本店の所在の場所】	大阪府中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【縦覧に供する場所】	燦ホールディングス株式会社 東京本社 （東京都港区南青山一丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第2四半期 連結累計期間	第86期 第2四半期 連結累計期間	第85期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (千円)	8,353,920	8,925,645	18,062,156
経常利益 (千円)	426,052	906,019	1,621,509
四半期(当期)純利益 (千円)	330,686	510,315	953,698
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	330,686	510,315	953,698
純資産額 (千円)	20,422,375	21,330,978	20,932,994
総資産額 (千円)	25,459,771	25,733,145	26,231,021
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	58.88	90.86	169.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	80.2	82.9	79.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	167,318	770,760	1,587,884
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	62,898	1,054,754	255,690
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	464,713	750,203	920,569
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,865,453	2,937,811	3,972,007

回次	第85期 第2四半期 連結会計期間	第86期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.43	40.14

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から生産面を中心に弱めの動きがみられますが、基調的には緩やかな回復を続けています。その背景には、企業収益が改善するなかで、設備投資が緩やかに増加していること、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、個人消費が駆け込み需要の反動の影響を吸収しつつ、底堅く推移していることがあります。

葬祭市場においては、社会構造の変化に伴い、消費者の価値観やニーズが変化しつつあり、葬儀の小型化による単価の下落傾向が続いています。

「終活」という言葉は高齢者層に浸透しつつあり、葬儀をはじめとするライフエンディング・ステージに対する社会的関心は更なる高まりをみせております。

また、長期にわたる安定的な需要が見込まれているため、新規会館の出店を伴う既存業者と新規参入業者との顧客獲得競争に加えて、低価格・簡易型葬儀に特化した葬儀社の出現もあり、競争は激しさを増しています。

このような環境のもと、当社グループでは、エクセル・サポート・サービス㈱の運営による「大阪あんしん葬儀メモリアス」事業を開始し、新中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）の主要テーマの一つとして掲げた小規模葬儀への対応強化に取り組んでおります。

また、東西エリアの大都市圏を中心とした会館展開については、平成26年10月27日に「公益社 江坂会館」（大阪府吹田市）をオープンし、さらに12月下旬には「公益社 日吉会館」（横浜市港北区）のオープンを予定しています。

当社グループの業績は㈱公益社の首都圏で葬儀件数の増加が顕著にみられるなど堅調に推移しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間（以下、当期）の営業収益は89億25百万円（前年同四半期〔以下、前年同期〕比6.8%増）、営業利益は8億98百万円（前年同期比109.0%増）、経常利益は9億6百万円（前年同期比112.7%増）、四半期純利益は5億10百万円（前年同期比54.3%増）の増収増益となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

公益社グループ

公益社グループの中核会社である㈱公益社においては、葬儀件数が前年同期比3.7%増加し、葬儀単価は前年同期比7.6%上昇しました。主な要因は、大規模葬儀（金額500万円超の葬儀と定義）の葬儀件数の増加および葬儀単価が上昇し、一般葬儀においては、前年の新規会館の出店効果も加わり首都圏での葬儀件数が伸張したことによるものです。

この結果、葬儀請負収入は前年同期比11.5%の増収となりました。

葬儀に付随する販売やサービス提供においては、仏壇・仏具販売収入が前年同期比4.8%増加し、相続関連に伴う手数料収入も順調に推移しました。

費用については、㈱公益社大阪本社におけるBPRへの取り組みを反映して、人件費が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は75億67百万円（前年同期比9.2%増）となり、セグメント利益は5億31百万円（前年同期は12百万円の損失）となりました。

葬仙グループ

葬仙グループの㈱葬仙においては、前年の大東ホール（島根県雲南市）閉店の影響に加え、一部エリアでのシェア低下のため、葬儀件数が前年同期比11.3%減少し、葬儀単価も0.8%低下したため、減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は6億23百万円（前年同期比12.0%減）となり、セグメント損益は42百万円の損失（前年同期は損益均衡）となりました。

タリイグループ

タリイグループの㈱タリイにおいては、葬儀件数は前年同期比5.7%減少しましたが、葬儀単価は顧客ニーズに対応した提案の強化により7.6%上昇したことで、増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は5億79百万円（前年同期比2.5%増）となり、セグメント利益は59百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス㈱においては、グループ会社からの配当収入および業務受託収入が減少したことにより減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は23億19百万円（前年同期比9.7%減）となり、セグメント利益は8億61百万円（前年同期比21.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より10億34百万円減少し、29億37百万円となりました。当期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは7億70百万円の増加（前年同期は1億67百万円の減少）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額3億76百万円、仕入債務の増減額1億49百万円、賞与引当金の増減額1億29百万円により減少した一方、税金等調整前四半期純利益9億5百万円、減価償却費3億84百万円、未払消費税等の増減額1億40百万円、のれん償却額1億3百万円により増加したためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは10億54百万円の減少（前年同期は62百万円の減少）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出10億9百万円により減少したためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは7億50百万円の減少（前年同期は4億64百万円の減少）となりました。

主な要因は、長期借入れによる収入10億54百万円により増加した一方、社債の償還による支出15億円、長期借入金の返済による支出1億54百万円、配当金の支払額1億12百万円により減少したためです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、事業に携わる人材、立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などからなると考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

ア 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。具体例として、エンバーミング（遺体衛生保全）による新たな顧客満足の新創造、葬祭ディレクター養成のための研修プログラムや独自の資格認定制度であるスペシャリスト制度等の人材育成システムの構築を挙げるすることができます。

平成21年4月には、予想される社会環境及び顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念（注）を再定義いたしました。

（注）経営理念とは、

「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」

であります。

当社グループのコア・コンピタンスすなわち、お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、競合他社に対する持続的優位性であると考えており、儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取り組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客様さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化につながるものと考えております。

新たに策定した中期経営計画（平成25年度～平成27年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組むとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、平成21年4月に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させつつ、東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大やライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化などの顧客価値の提供を中長期的に目指します。

また、企業集団の形成としては、平成16年10月1日から持株会社体制へ移行し、これまでに葬祭会社2社を完全子会社化いたしました。

今後も、社会の変化に伴う経営環境の変化に対して積極的に適応し、グループの発展をより力強いものとしていく企業集団であり続けたいと考えております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス強化・充実のため、平成10年から執行役員制度及び取締役と執行役員について業績連動報酬制度を導入し、平成13年の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、意思決定の迅速化と経営責任の明確化を図るとともに、平成18年5月の取締役会において決定した、内部統制システム構築の基本方針の下、「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を制定し、コンプライアンス委員会によりこれを周知徹底し、体制の維持・向上を図っております。そして、平成22年6月から社外取締役を選任することにより、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第84期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、又はb.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の勧告することもできるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施又は株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

アに記載した企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的及び物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実に配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、イに記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第84期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、独立社外者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,082,008	6,082,008	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	6,082,008	6,082,008		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		6,082,008		2,568,157		5,488,615

(6)【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8 - 11	360	5.93
株式会社公益社(京都)	京都市中京区烏丸通六角上る 饅頭屋町608	305	5.03
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9 - 15	279	4.60
有限会社ブライト・ウェイ	奈良県北葛城郡河合町中山台1丁目22 - 5	200	3.29
久後 豊子	大阪府吹田市	177	2.91
久後 陽子	大阪府吹田市	159	2.63
久後 吉孝	大阪府吹田市	159	2.63
久後 隆司	大阪府吹田市	156	2.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 - 6	144	2.37
播島 幹長	奈良県北葛城郡河合町	140	2.31
計		2,084	34.27

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 360千株

2 上記のほか当社所有の自己株式465千株(7.65%)があります。

3 株式会社公益社(京都)は、当社子会社と同名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループからの出資及び当社グループとの人事等の関係はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 465,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,615,100	56,151	
単元未満株式	普通株式 1,608		
発行済株式総数	6,082,008		
総株主の議決権		56,151	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,900株(議決権19個)含まれております。

また、「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 燦ホールディング ス株式会社	大阪市中央区道修町 三丁目6番1号	465,300		465,300	7.65
計		465,300		465,300	7.65

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,972,007	2,937,811
営業未収入金	633,947	538,969
商品及び製品	130,652	126,857
原材料及び貯蔵品	38,103	26,188
その他	443,147	501,014
貸倒引当金	1,266	443
流動資産合計	5,216,592	4,130,398
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,154,225	16,947,620
土地	10,779,897	11,412,860
リース資産(純額)	246,397	236,009
その他(純額)	152,553	434,955
有形固定資産合計	18,333,074	19,031,446
無形固定資産		
のれん	415,130	311,450
その他	138,810	139,106
無形固定資産合計	553,941	450,556
投資その他の資産		
長期貸付金	468,300	449,723
不動産信託受益権	572,483	557,267
差入保証金	675,397	676,673
その他	431,935	457,369
貸倒引当金	20,704	20,289
投資その他の資産合計	2,127,413	2,120,744
固定資産合計	21,014,429	21,602,747
資産合計	26,231,021	25,733,145

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	750,547	601,261
短期借入金	2 10,000	2 15,000
1年内償還予定の社債	1,500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	357,668	293,868
リース債務	78,690	77,690
未払法人税等	309,075	276,577
賞与引当金	532,809	403,258
役員賞与引当金	52,560	24,630
移転損失引当金	19,000	-
その他	617,157	685,421
流動負債合計	4,227,507	2,377,707
固定負債		
長期借入金	303,247	1,267,813
リース債務	180,656	170,997
退職給付に係る負債	137,901	134,665
資産除去債務	152,101	153,328
その他	296,612	297,656
固定負債合計	1,070,519	2,024,460
負債合計	5,298,026	4,402,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,568,157	2,568,157
資本剰余金	5,488,615	5,488,615
利益剰余金	13,889,561	14,287,544
自己株式	1,013,340	1,013,340
株主資本合計	20,932,994	21,330,978
純資産合計	20,932,994	21,330,978
負債純資産合計	26,231,021	25,733,145

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業収益	8,353,920	8,925,645
営業費用	7,158,476	7,302,255
営業総利益	1,195,444	1,623,389
販売費及び一般管理費		
役員報酬	118,910	102,316
給料	177,569	165,853
賞与	6,759	6,340
賞与引当金繰入額	46,066	36,721
役員賞与引当金繰入額	24,480	24,630
貸倒引当金繰入額	2,564	926
のれん償却額	103,680	103,680
減価償却費	29,199	30,070
その他	261,102	255,708
販売費及び一般管理費合計	765,203	724,395
営業利益	430,240	898,994
営業外収益		
受取利息	6,261	6,059
受取配当金	4	4
雑収入	15,950	18,712
営業外収益合計	22,215	24,776
営業外費用		
支払利息	19,359	12,473
雑損失	7,043	5,278
営業外費用合計	26,402	17,751
経常利益	426,052	906,019
特別利益		
固定資産売却益	234,639	18
特別利益合計	234,639	18
特別損失		
固定資産売却損	18,821	-
固定資産除却損	2,006	702
その他	200	-
特別損失合計	21,028	702
税金等調整前四半期純利益	639,663	905,335
法人税、住民税及び事業税	302,591	345,520
法人税等調整額	6,385	49,499
法人税等合計	308,977	395,020
少数株主損益調整前四半期純利益	330,686	510,315
少数株主利益	-	-
四半期純利益	330,686	510,315

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	330,686	510,315
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	330,686	510,315
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	330,686	510,315
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	639,663	905,335
減価償却費	351,873	384,203
のれん償却額	103,680	103,680
有形固定資産除却損	2,006	702
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,828	1,237
賞与引当金の増減額(は減少)	185,532	129,550
役員賞与引当金の増減額(は減少)	26,080	27,930
移転損失引当金の増減額(は減少)	-	19,000
受取利息及び受取配当金	6,265	6,063
支払利息	19,359	12,473
有形固定資産売却損益(は益)	215,817	18
売上債権の増減額(は増加)	108,782	94,978
たな卸資産の増減額(は増加)	6,440	15,709
仕入債務の増減額(は減少)	148,255	149,286
未払消費税等の増減額(は減少)	65,587	140,528
その他	251,554	162,303
小計	329,884	1,162,221
利息及び配当金の受取額	3,825	3,851
利息の支払額	19,447	19,717
法人税等の支払額	481,681	376,859
法人税等の還付額	100	1,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	167,318	770,760
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	347,194	1,009,813
有形固定資産の売却による収入	269,433	33
無形固定資産の取得による支出	4,388	21,590
貸付金の回収による収入	9,946	9,945
保険積立金の解約による収入	4,590	-
その他の収入	7,429	1,187
その他の支出	2,715	34,515
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,898	1,054,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20,000	5,000
長期借入れによる収入	-	1,054,800
長期借入金の返済による支出	289,834	154,034
社債の償還による支出	-	1,500,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	42,545	43,636
配当金の支払額	112,333	112,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	464,713	750,203
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	694,929	1,034,196
現金及び現金同等物の期首残高	3,560,383	3,972,007
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,865,453	2,937,811

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
建物	5,294千円	5,294千円

- 2 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)

資金調達の機動性確保並びに資金効率の向上を目的として、3金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,000,000	2,000,000

- 3 偶発債務

当社及び連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議委員会において特例解散の方針を決議いたしました。これにより、同基金の解散に伴う損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため損失額を合理的に見積もることができません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	2,865,453千円	2,937,811千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,865,453	2,937,811

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,333	20	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
 未後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	112,333	20	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
 未後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	112,332	20	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タリイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	6,915,668	708,978	565,986	163,286	8,353,920	-	8,353,920
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	12,663	-	19	2,404,784	2,417,467	2,417,467	-
計	6,928,332	708,978	566,006	2,568,070	10,771,387	2,417,467	8,353,920
セグメント利益 又は損失()	12,820	389	50,958	1,092,321	1,130,070	704,017	426,052

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	600,000
のれん償却額	103,680
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	337
合計	704,017

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タレイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	7,554,438	623,872	579,873	167,460	8,925,645	-	8,925,645
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	13,538	-	41	2,151,713	2,165,293	2,165,293	-
計	7,567,977	623,872	579,915	2,319,173	11,090,938	2,165,293	8,925,645
セグメント利益 又は損失()	531,210	42,505	59,879	861,729	1,410,313	504,293	906,019

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	400,000
のれん償却額	103,680
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	613
合計	504,293

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	58円88銭	90円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	330,686	510,315
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	330,686	510,315
普通株式の期中平均株式数(株)	5,616,657	5,616,612
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第86期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間配当については、平成26年11月11日開催の取締役会において、平成26年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	112,332千円
1株当たり中間配当金	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月4日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務に記載されているとおり、会社及び連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。